

29年度中型・大型免許等取得促進事業実施要領

1 助成対象

会員事業者が福島県内の運送業務の従業員に「準中型免許」、「中型免許（中型限定8t除く）」または「大型免許」もしくは「けん引免許（中型・大型免許に限る）」、「中型免許限定解除」、「準中型限定解除」を指定教習所（県内39ヶ所）において取得させた費用を助成する。

2 助成予算額

16,000,000円

3 助成金額

| | | |
|-----------------|----|------------|
| 準中型車免許取得 | 1名 | 40,000円上限 |
| 中型免許取得（二種除く） | 1名 | 50,000円上限 |
| 大型免許取得（二種・特殊除く） | 1名 | 100,000円上限 |
| けん引免許取得 | 1名 | 50,000円上限 |
| 中型免許限定解除 | 1名 | 30,000円上限 |
| 準中型免許限定解除 | 1名 | 20,000円上限 |
| 1会員あたり助成上限額 | | 500,000円 |

※ 公共機関から助成金を受けた（受ける）場合、その助成額を除いた金額に対し、上記金額を上限とし助成する。

4 助成申請書類

- ① 中型・大型免許等取得助成申請書
- ② 在職証明書
- ③ 免許取得者名簿
- ④ 免許取得に関する証明（運転免許証）の写し及び取得前の免許証の写し
- ⑤ 指定教習所への支払領収書等の写し

- ・領収書は事業所名とする。ただし割賦払いについてはその限りとしない。
- ・割賦払いの場合その契約書写しと引落しの写しを提出。

※ 指定教習所は県内39ヶ所（別添様式参照）

注 ④と⑤においては、29年4月1日以降の日付のもの

5 助成金受付期間

平成30年2月28日までとする。

上記期間内であっても予算額を超えた場合は、その時点で終了とする。

6 留意事項

次に該当する場合においては、助成の対象外となります。

- (1) 会員として入会后6ヶ月未満である場合。
- (2) 会費の未納ある場合。
- (3) 入社前に教習所申込み及び免許を取得させた場合。
- (4) 中型・大型二種・大型特殊の免許を取得させた場合。

○ 現在の運転免許区分について

| 区分 | 普通免許 | 準中型免許 | 中型免許 | 大型免許 |
|--------|---------|--------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 自動車の種類 | 普通自動車 | 準中型自動車 | 中型自動車 | 大型自動車 |
| 車両総重量 | 3.5トン未満 | 3.5トン以上 7.5トン未満 | 7.5トン以上 11トン未満 | 11トン以上 |
| 最大積載量 | 2トン未満 | 2トン以上 4.5トン未満 | 4.5トン以上 6.5トン未満 | 6.5トン以上 |
| 乗車定員 | 10人以下 | 10人以下 | 11人以上 29人以下 | 30人以上 |
| 受験資格 | 18歳以上 | 18歳以上 | 20歳以上普通又は大型特殊免許を保有し通算期間2年以上 | 21歳以上普通又は大型特殊免許を保有し通算期間3年以上 |